
出願基準・条件（社会人特別選抜入試）

※1996年4月1日以前に生まれた者。

※入学手続後は必ず本学に入学すること。学内併願不可。

※本学が課す「入学前課題」等に取り組み、提出期限までに提出・完了すること。

「入学前課題」等を提出・完了しない場合、入学が取り消されます。

次のすべての条件を満たすこと

1. 下記のいずれかに該当する者

・高等学校（中等教育学校を含む、以下同じ）を卒業した者、および2019年3月卒業見込みの者

・通常の課程による12年の学校教育を修了した者、および2019年3月修了見込みの者

・外国において学校教育における12年の課程を修了した者、および2019年3月31日までに修了見込みの者、
あるいはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

・文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者、
および2019年3月31日までに修了見込みの者

・専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で
文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および2019年3月31日までに
修了見込みの者

・文部科学大臣の指定した者

・高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定を含む）に合格した者、および2019年3月31日までに合格見込みの者

2. 志望学科および専攻の学習に強い意欲と明確な目的を持っている者